

新型コロナウイルス（パナマ各地における外出禁止措置等の変更：その 7）

令和 3 年 7 月 29 日
在パナマ日本国大使館

27 日、保健省は記者会見において、8 月 2 日よりパナマ各地において夜間外出禁止時間等の変更の措置を実施することを発表しました。その概要は以下のとおりです。

1 ベラグアス県マリマト市ジャノ・デ・カティバル地区

夜間外出禁止時間（毎日）：午後 8 時から午前 4 時まで

マリマト市の他の地区は現行の時間（午後 10 時から午前 4 時まで）を維持

2 ロス・サントス県マカラカス市

（1）日曜日の完全外出禁止を解除

（2）夜間外出禁止時間（毎日）：午後 10 時から午前 4 時まで

ロス・サントス県の他の市は現行の措置を維持

3 エレーラ県ペセ市

（1）日曜日の完全外出禁止を解除

（2）夜間外出禁止時間（毎日）：午後 10 時から午前 4 時まで

4 コクレ県オラ市

夜間外出禁止時間（毎日）：午前 0 時から午前 4 時まで

コクレ県の他の市は現行の措置を維持

以上